

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(三件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)…
- 公共測量の終了……………(同)…
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可(二一件)…
- ……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)…

告示

●東京都告示第千四百五十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月二十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 八王子市初沢町、大和田町及び新町各地内
- 四 測量の期間 平成三十年十月五日から平成三十一年三

月八日まで

●東京都告示第千四百五十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月二十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区中川一丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月十六日から平成三十一年三月二十九日まで

●東京都告示第千四百五十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都土木技術支援・人材育成センター所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月二十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(水準測量)
- 三 測量の区域 東京都地内
- 四 測量の期間 平成三十年七月二十八日から平成三十一年三月二十日まで

●東京都告示第千四百五十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月二十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(数値地図(道路)データの修正(五〇レベル))
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成三十年六月一日から同年九月二十九日まで

●東京都告示第千四百五十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第二十七条第二項の規定により、東京土建国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月二十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 変更事項 組合の地区に係る事項
- 二 変更内容 組合の地区に群馬県伊勢崎市を加える。
- 三 規約の変更の認可の年月日

平成三十年九月二十八日

●東京都告示第千四百五十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京芸能人国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に長野県北佐久郡軽井沢町を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成三十年九月二十八日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

